

## 県民向け自転車普及啓発イベント開催業務委託仕様書

### 1 業務名称

県民向け自転車普及啓発イベント開催業務委託

### 2 委託業務の目的

自転車活用推進に向けた県の取組みの一環として、県民が自転車に親しむ機会を創出し、自転車の普及啓発や交通安全意識の向上等を図るため、県民向け自転車普及啓発イベントを開催するもの。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

### 4 業務の内容

県民向け自転車普及啓発イベントの企画制作及び運営一式

#### (1) 企画制作業務

下記の日程及び会場において開催されるイベントの企画立案及び企画書の作成を行うこと。その際、以下のア～エの項目の趣旨に沿った企画内容とすること。企画内容については、会場面積や特徴等を考慮すること。会場面積の大きい①においてア～オの企画項目を盛り込み、②においてはア～ウ及びオの企画項目を実施することができ、かつ、天候に左右されない会場を提案すること。

併せて、普段あまり自転車を利用しない人でも参加しやすく、気軽にイベントを楽しんでいただける企画内容とすること。

また、「イベントタイムスケジュール」及び「イベント会場レイアウト」を提案すること。

イベントの企画立案にあたっては、会場となる各施設との調整及び現地確認を十分に行うこと。

#### 【日程及び会場】

- ① 令和6年6月29日（土）富山市グランドプラザ（全面）
- ② 令和6年9月下旬～10月上旬頃 呉西地区を予定

#### (ア) 子供向け自転車体験イベント

自転車に乗れない子ども（5～8歳程度）を対象とした自転車の乗り方教室、ランニングバイク教室などの開催（詳細は別途協議）

実施にあたっては、適切なサイクリング指導者を起用すること

- (イ) 自転車安全教室など、交通ルールを周知する企画  
富山県交通公園 交通安全博物館（富山市高島 62 番地 1）が所有する自転車シミュレータ（1 台）を使用することができる  
ただし、運搬・設置・管理は受託者で行うものとする（詳細は別途協議）
- (ウ) ヘルメットの着用など、安全な自転車の利用を促進するための広報啓発活動の実施  
富山県観光振興室で所有している帽子付きヘルメットを展示用に使用することができる
- (エ) 各種自転車の体験・試乗コーナー  
必要に応じて市町村、観光協会、自転車販売店等と連携・協力すること
- (オ) その他、自転車に親しむ企画の実施（BMX パフォーマンス等）
- (2) イベント運営管理業務
  - (ア) イベントの進行（進行要領等作成を含む）
  - (イ) イベント会場の設営、全体運営・案内
  - (ウ) イベント終了後の会場・資材等の撤去
  - (エ) イベント当日の記録（参加人数、写真等）
  - (オ) 会場への誘導
- (3) 広報・周知
  - (ア) SNS・インターネット等各種媒体を活用した広報・周知等
  - (イ) 効果的な広報媒体や周知方法等により、多くの来場があるように効果的な広報に努めること
- (4) その他
  - (ア) 会場使用料、広告物製作費、その他諸経費の支払に関すること
  - (イ) イベント運営マニュアルの作成  
なお、イベントは雨天決行、強風等の荒天時には実施可否について県と協議すること
  - (ウ) イベント会場との連絡・調整
  - (エ) イベント運営に必要なランニングバイク、自転車等の確保
- (5) その他、イベントの開催に必要な事項（県との打合せを含む）
- (6) 留意事項
  - (ア) イベント会場を効果的に活用できるようにスケジュールやプログラムを組み、できるだけ多くの方が参加するよう工夫すること
  - (イ) 富山市グランドプラザ（6月29日（土））については、当日は仮予約済みである（前日に設営・準備等を行うことも可能 ※時間帯は別途協議）
  - (ウ) イベント規模相応の賠償責任保険に加入すること
  - (エ) 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること

## 5 成果品

- ・実施報告書

## 6 その他

- (1) 成果品（受託者が制作した映像やデータ、写真、イラスト、文書等）の著作権は、県に帰属するものとする。また、成果品について富山県は二次利用できるものとする。
- (2) 業務の執行にあたり、第三者（本県及び受託者）が所有する素材を用いる場合の著作権等の権利処理を行うこと。
- (3) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (4) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (6) 委託契約の限度額は金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、企業協賛による事業拡大も可能とする。なお、経費見積書の作成にあたっては、見積額は支出から収入を控除したものとし、収入には参加費や企業協賛等を募る場合にはその額を記載すること。また、支出には会場使用料も含めることとする。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分行い、業務を進めること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議すること。
- (9) 本仕様書は、プロポーザル用であり、採用者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。